

国立市自転車安全利用促進条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 9 月 1 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 国立駅南第1自転車駐車場の移設及び拡充に伴い、当該駐車場の位置を変更するため、条例の一部を改正するものである。

国立市自転車安全利用促進条例の一部を改正する条例案

国立市自転車安全利用促進条例（昭和56年3月国立市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

国立駅南第1自転車駐車場	国立市中1丁目1番地の47	を
--------------	---------------	---

「

国立駅南第1自転車駐車場	国立市中1丁目1番地の46	に
--------------	---------------	---

改める。

付 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。